

助成要綱第3条（1）

社会福祉団体助成要領

社会福祉法人 奈良県共同募金会

奈良県共同募金助成要綱第3条（1）に規定する事業について、同要綱に規定する事項の他、本事業を円滑に実施するため必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

社会福祉事業又は更生保護事業を行う県域団体を対象とし、その活動が住民の福祉向上など広域的で公益性が高く、共同募金運動の趣旨にふさわしいものについて助成を行う。

2 助成対象団体要件

- （1）法人又はこれに準ずる組織並びに運営がなされていること。
- （2）奈良県内広域において活動を行う団体であること。
- （3）福祉を目的とする事業運営がなされていること。
- （4）事業の実施に必要な資金の確保が困難であること。

3 助成対象事業

- （1）県民の福祉向上に関する事業
- （2）広く組織の内外に効果を及ぼすと見込まれる事業
- （3）先駆的・モデル的な事業
- （4）県内で主催する全国大会、近畿ブロック大会等の臨時的事業

4 助成対象とならない事業

- （1）国または地方公共団体が経営し、またはその責に属するとみなされる事業
- （2）政党、宗教、組合等の関係者に限られている事業
- （3）その名称の如何に関わらず営利を目的とする事業
- （4）施設の増改築、改修・改造等
- （5）車両整備
- （6）組織内部向け機関紙の発行や研修会

5 助成対象事業費

3項の事業を実施するために必要な経費とする。但し、事業実施に際しての利用者負担等及び、次の各号に該当する経費は対象外とする。

- （1）事業目的以外の食糧費
- （2）職員の人件費・旅費等
- （3）団体の運営に要する費用

6 助成率

- （1）助成対象事業費の4分の3以内(千円未満切り捨て)の助成とする。

ただし、助成計画並びに予算枠等を考慮して適切な助成をする。

(2) 全国大会等の事業に対する助成は次のとおりとする。

ア 500人以上の参加が見込まれるもの・・・30万円を限度とする。

イ 300人以上の参加が見込まれるもの・・・20万円を限度とする。

ウ 100人以上の参加が見込まれるもの・・・10万円を限度とする。

(3) 近畿ブロック大会等の事業に対する助成は次のとおりとする。

ア 500人以上の参加が見込まれるもの・・・20万円を限度とする。

イ 300人以上の参加が見込まれるもの・・・10万円を限度とする。

ウ 100人以上の参加が見込まれるもの・・・5万円を限度とする。

7 その他

この要領に定める事項の他、助成金交付に関する取り扱いについて必要な事項については、別に定める。

付則 この助成要領は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この助成要領は、平成29年7月1日から施行する。